

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号	03107286974000000000
法人番号	9070001067137

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
人材派遣業 (シフト勤務用)		株式会社サプル		(〒102 — 0072) 東京都千代田区飯田橋 1-12-15 九段大和ビル5階 (電話番号: 03 — 6261 — 3811)				令和2年4月1日から 1年間	
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)		
				法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
① 下記②に該当しない労働者	納期ひっ迫・急激な受注等	コールセンター業務	100名	8時間	3時間	45時間	360時間	起算日 (年月日) 2020年4月1日	
② 1年単位の变形労働時間制 により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	繁忙期、顧客からの電話が集中する為	コールセンター業務	100名	シフト制により週2日、原則平日を休日とする。日曜日を起算として、6日目勤務を法定外、7日目勤務を法定内休日とする。		月4日以内 (法定外休日・法定内休日)	始業及び終業時刻は通常の シフト勤務に準ずる		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>									

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和2年 3月 6日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経営企画部
氏名 多田 弘美

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (従業員全員の投票により選出された)

令和2年 3月 10日

使用者 職名 代表取締役
氏名 柳澤 弘一

中央 労働基準監督署長殿



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	2020年4月1日	
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
繁忙期、顧客からコールセンターへの電話が集中する為	コールセンター業務	100名	6時間		6回	70時間		25%	600時間	25%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労使の協議を経て合意を得る									
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、派遣元と派遣先での時短対策会議の開催								
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>										

協定の成立年月日 令和2年 3月 6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経営企画部
氏名 多田 弘美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 従業員全員の投票により選出された ）

令和2年 3月 10日

使用者 職名 代表取締役
氏名 柳澤 弘一

中央 労働基準監督署長殿



様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	73707286974000000000
法人番号	9070007067137

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
人材派遣業（シフト勤務用）		株式会社サプル（札幌支店）		（〒060 — 0061） 北海道札幌市中央区南一条西4丁目5番地大手町ビル7F （電話番号： 011 — 212 — 1981）				令和2年4月1日から 1年間	
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 法定労働時間を 超える時間数	1日 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで) 法定労働時間を 超える時間数	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで) 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) 2020年4月1日 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
	繁忙期、顧客からの電話が集中する為	コールセンター業務	100名	8時間	3時間		45時間	360時間	
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	繁忙期、顧客からの電話が集中する為	コールセンター業務	100名	シフト制により週2日、原則平日を休日とする。日曜日を起算として、6日目勤務を法定外、7日目勤務を法定内休日とする。		月4日以内 (法定外休日・法定内休日)		始業及び終業時刻は通常のシフト勤務に準ずる	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和2年 3月 6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経営企画部
氏名 多田 弘美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 従業員全員の投票により選出された ）

令和2年 3月 10日

使用者 職名 株式会社サプル 札幌支店
氏名 支店長 齊藤 佑介

札幌中央 労働基準監督署長殿



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
繁忙期、顧客からのコールセンターへの電話が集中する為	コールセンター業務	100名	6時間		6回	70時間		25%	600時間	25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議を経て合意を得る										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、派遣元と派遣先での時短対策会議の開催									
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。<input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>											

協定の成立年月日 令和2年 3月 6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経営企画部
氏名 多田 弘美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（従業員全員の投票により選出された）

令和2年 3月 10日

使用者 職名 株式会社サプル 札幌支店
氏名 支店長 齊藤 佑介

札幌中央 労働基準監督署長殿



様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	13101286974000
法人番号	9010001067737

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
人材派遣業（シフト勤務用）		株式会社サプル（仙台営業所）		〒980 — 0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号 仙台トラストタワー10F CROSSCOOP内（電話番号：011 — 212 — 1981）				令和2年4月1日から 1年間	
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日 (年月日) 2020年4月1日
	繁忙期、顧客からの電話が集中する為	コールセンター業務	30名	8時間	3時間		45時間		360時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	繁忙期、顧客からの電話が集中する為	コールセンター業務	30名	シフト制により週2日、原則平日を休日とする。日曜日を起算として、6日目勤務を法定外、7日目勤務を法定内休日とする。		月4日以内 (法定外休日・法定内休日)		始業及び終業時刻は通常の シフト勤務に準ずる	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和2年 3月 6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

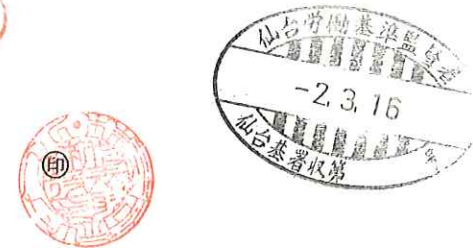
職名 経営企画部
氏名 多田 弘美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 従業員全員の投票により選出された ）

令和2年 3月 10日

使用者 職名 代表取締役
氏名 柳澤 弘一

仙台 労働基準監督署長殿




時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		2020年4月1日
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
繁忙期、顧客からのコールセンターへの電話が集中する為	コールセンター業務	30名	6時間		6回	70時間		25%	600時間	25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議を経て合意を得る										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、派遣元と派遣先での時短対策会議の開催									
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>											

協定の成立年月日 令和2年 3月 6日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経営企画部
氏名 多田 弘美 

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（従業員全員の投票により選出された）

令和2年 3月 10日

使用者 職名 代表取締役
氏名 柳澤 弘一

仙台 労働基準監督署長殿

